**契約書(参考様式)**

**(愛南町議会議員選挙用)**

１　この契約書は、候補者と契約業者等の間で交わす契約書の例です。

２　既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構です。

ただし、契約書に明示する事項はこの様式に準拠してください。

３　これらの電子データは、町ホームページで公開しています。

|  |
| --- |
|  　　 運 送 契 約 書 |
|  　　　 (ハイヤー方式) |

　愛南町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」という。)と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、選挙運動のための

自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

**１．使用目的**公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用

**２．車　　種**車　　種

**３．登録番号**　　登録番号

**４．台　　数** １台

**５．使用期間** 令和７年４月　　日から令和７年４月　　日まで( 　　日間)

**６．契約金額**  　　　　　　　　　円

(内訳 １日 　　　　　円(消費税及び地方消費税を　　)× 　日間)

**７．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、愛南町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、愛南町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

 ただし、甲が公職選挙法第９３条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は愛南町には請求できない。

**８．そ の 他**この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和７年　　　月　　　日

 甲 愛南町議会議員選挙候補者

 住所

 氏名

 乙 住所

 名称

 代表者

 連絡先(電話番号)

|  |
| --- |
| 　　　　　自動車賃貸借契約書 |
| 　　　　　　　(レンタル方式) |

愛南町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　 (以下「甲」という。)と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車

の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

**１．使用目的**公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用

**２．車　　種**車　　種

**３．登録番号**　　登録番号

**４．台　　数**１台

**５．使用期間**令和７年４月　　日から令和７年４月　　日まで( 日間)

**６．契約金額** 　　　　　　　円

(内訳 １日　　　　　円(消費税及び地方消費税を　　)×　　日間)

**７．使用上の義務等**

甲は、法令に従い本件自動車の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

**８．請求及び支払**

 　 この契約に基づく契約金額については、乙は、愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、愛南町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、愛南町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は愛南町には請求できない。

**９．そ の 他**この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和７年　　　月　　　日

 甲 愛南町議会議員選挙候補者

 住所

 氏名

 乙 住所

 名称

 代表者

 連絡先(電話番号)

|  |
| --- |
| 　　　　　自動車燃料供給契約書 |
| 　　　　　　(レンタル方式) |

愛南町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」という。)と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

**１．供給期間**令和７年４月　　日から令和７年４月　　日まで( 日間)

**２．供給場所**所在地

名　称

**３．供給を受ける自動車の登録番号**登録番号

**４．金額**

 　単価１リットル当たり　　　　　円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、期間中の供給量に単価を乗じた金額とする。

**５．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、愛南町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、愛南町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は愛南町には請求できない。

**６．そ の 他**この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和７年　　　月　　　日

 甲 愛南町議会議員選挙候補者

 住所

 氏名

 乙 住所

 名称

 代表者

 連絡先(電話番号)

|  |
| --- |
| 　　　　　自動車運転契約書 |
| 　　　　　　(レンタル方式) |

　愛南町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」という。)と

　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法

第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

**１．運転期間**令和７年４月　　日から令和７年４月　　日まで(　　日間)

**２．契約金額**　　　　　　　円　(１日につき　　　　　　　円)

**３．運転する自動車の登録番号**登録番号

**４．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、愛南町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、愛南町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は愛南町には請求できない。

**５．そ の 他**この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和７年　　　月　　　日

 甲 愛南町議会議員選挙候補者

 住所

 氏名

 乙 住所

氏名

 連絡先(電話番号)

|  |
| --- |
|  　 　ビラ作成契約書割印 |

　　愛南町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」という。)と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、選挙運動用ビラの

作成について、次のとおり契約を締結する。

**１．品　　名**公職選挙法第１４２条に定める選挙運動用ビラ

**２．数　　量**　　　　　　枚

**３．仕　　様**甲の指定するとおり

**４．契約金額**　　　　　　円(単価　　円　　銭(消費税及び地方消費税を　　))

**５．納入期限**令和７年　　　月　　　日

**６．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、愛南町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、愛南町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は愛南町には請求できない。

**７．そ の 他**この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和７年　　　月　　　日

 甲 愛南町議会議員選挙候補者

 　 住所

 氏名

 乙 住所

 名称

 代表者

 連絡先(電話番号)

|  |
| --- |
|  　 ポスター作成契約書 |

　愛南町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」という。)と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、選挙運動用ポスター

の作成について、次のとおり契約を締結する。

**１．品　　名**公職選挙法第１４３条に定める選挙運動用ポスター

**２．数　　量**　　　　　　枚

**３．仕　　様**甲の指定するとおり

**４．契約金額**　　　　　　円(単価　　　　円　　銭(消費税及び地方消費税を　　))

**５．納入期限**令和７年　　　月　　　日

**６．請求及び支払**

この契約に基づく契約金額については、乙は、愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、愛南町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、愛南町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は愛南町には請求できない。

**７．そ の 他**この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

令和７年　　　月　　　日

 甲 愛南町議会議員選挙候補者

 　 住所

 氏名

 乙 住所

 名称

 代表者

 連絡先(電話番号)